

## 指 定 通 知 書

熊本市東区画図町大字重富735番地51  
株式会社クオリティプランニング 御中

熊本市長 大西 一史



令和05年07月05日付けで届出のありました医療機関については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定により次のとおり指定医療機関として指定の記載事項を変更します。

医療機関の名称	江津湖調剤薬局
医療機関の所在地	熊本市東区湖東3丁目3-1
指定年月日	令和05年07月05日
指定の有効期間の満了の日	令和10年03月31日

（備考）

1. 指定医療機関は、指定の日から6年ごとに指定の更新が必要になります。
2. 上記の記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。